

下私都農産物加工施設
指定管理者協定書
(案)

令和9年4月1日

八 頭 町
産業観光課

指定管理者協定書 目次

第1章 総 則

(本協定の目的)	第 1 条	・ ・ ・ ・ ・	- 3 -
(管理者指定の意義)	第 2 条	・ ・ ・ ・ ・	- 3 -
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	第 3 条	・ ・ ・ ・ ・	- 3 -
(信義誠実の原則)	第 4 条	・ ・ ・ ・ ・	- 3 -
(法令の遵守)	第 5 条	・ ・ ・ ・ ・	- 3 -
(用語の定義)	第 6 条	・ ・ ・ ・ ・	- 3 -
(権利・義務の譲渡の禁止)	第 7 条	・ ・ ・ ・ ・	- 3 -
(請求、通知等)	第 8 条	・ ・ ・ ・ ・	- 4 -
(疑義についての協議)	第 9 条	・ ・ ・ ・ ・	- 4 -

第2章 管理期間

(管理期間)	第 10 条	・ ・ ・ ・ ・	- 4 -
(管理終了)	第 11 条	・ ・ ・ ・ ・	- 4 -

第3章 管理料等

(経費)	第 12 条	・ ・ ・ ・ ・	- 4 -
(指定管理料)	第 13 条	・ ・ ・ ・ ・	- 4 -
(指定管理料の変更)	第 14 条	・ ・ ・ ・ ・	- 4 -

第4章 管理物件

(管理物件)	第 15 条	・ ・ ・ ・ ・	- 5 -
--------	--------	-----------	-------

第5章 乙の業務

(乙が行う業務の範囲)	第 16 条	・ ・ ・ ・ ・	- 5 -
(管理業務の変更)	第 17 条	・ ・ ・ ・ ・	- 5 -
(管理業務の一部委任)	第 18 条	・ ・ ・ ・ ・	- 5 -
(物件管理にあたっての留意事項)	第 19 条	・ ・ ・ ・ ・	- 5 -
(就業及び職員配置)	第 20 条	・ ・ ・ ・ ・	- 6 -
(開業準備)	第 21 条	・ ・ ・ ・ ・	- 6 -
(事業計画書)	第 22 条	・ ・ ・ ・ ・	- 6 -
(業務報告書)	第 23 条	・ ・ ・ ・ ・	- 6 -
(事業報告書)	第 24 条	・ ・ ・ ・ ・	- 6 -
(管理業務関係書類の保管)	第 25 条	・ ・ ・ ・ ・	- 7 -
(管理指定の辞退)	第 26 条	・ ・ ・ ・ ・	- 7 -

第6章 甲の業務

(甲が行う業務の範囲)	第 27 条	・ ・ ・ ・ ・	- 7 -
(乙に対する監督・指示等)	第 28 条	・ ・ ・ ・ ・	- 7 -
(怠慢又は、過失による指定取り消し)	第 29 条	・ ・ ・ ・ ・	- 7 -
(辞退による指定の取消し)	第 30 条	・ ・ ・ ・ ・	- 7 -

第 7 章 危機管理体制、及び損害賠償

(危機管理体制)	第 31 条	・ ・ ・ ・ ・	- 8 -
(損害賠償等)	第 32 条	・ ・ ・ ・ ・	- 8 -
(不可抗力による費用等)	第 33 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -
(不可抗力による業務実施の免除)	第 34 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -

第 8 章 その他

(情報管理)	第 35 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -
(情報公開)	第 36 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -
(環境への配慮の推進)	第 37 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -
(備品の帰属)	第 38 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -
(不可抗力による指定の取り消し)	第 39 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -
(指定期間終了時の取り扱い)	第 40 条	・ ・ ・ ・ ・	- 9 -
(協定の終了)	第 41 条	・ ・ ・ ・ ・	- 10 -

指定管理者協定書

八頭町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり、下私都農産物加工施設（以下「加工施設」という。）指定管理者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、加工施設を適正かつ円滑に管理するうえで必要な事項を定めることを目的とする。

（管理者指定の意義）

第2条 加工施設の管理に関して甲が指定管理者を指定することの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ地域住民等に対する住民サービスを向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにある。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、加工施設の設置目的、指定管理者を指定することの意義、及び指定管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（法令の遵守）

第5条 甲及び乙は、地方自治法その他の関係法令、並びに本協定を遵守する。

（用語の定義）

第6条 本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「指定開始日」とは、本協定に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が本業務の実施に関し、乙に対して支払う費用のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「不可抗力」とは、天災（地震、大雪、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設使用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (5) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- (6) 「使用料」とは、管理施設の使用の対価として利用者が支払う施設使用料のことをいう。
- (7) 「管理物件」とは、本業務の対象となる物件（管理施設と管理備品）をいう。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、本協定によって生ずる権利、及び義務を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(請求、通知等)

第8条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行う。

(疑義についての協議)

第9条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、及び本協定に特別の定めのない事項については甲乙の協議の上、これを定める。

第2章 管理期間

(管理期間)

第10条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理終了)

第11条 乙は、管理期間満了、又は途中において指定の取消し、若しくは期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合、次のとおり義務を負う。

- (1) 甲、又は甲が指定する者に対し、本業務に係る事務書類、備品の引継ぎを行う。ただし、乙が購入し、又は調達した備品については、乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。
- (2) 管理物件を管理開始の状態に回復する。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲、又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができる。

第3章 管理料等

(経費)

第12条 第15条に定める管理物件に係る使用料は、乙の収入とする。

2 管理費用は、使用料及び指定管理料等により賄う。

3 乙は、使用料の額を八頭町改善センター等設置条例(以下「条例」という。)に規定する額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を得て定める。

4 乙は、使用料については、原材料単価を元に適正な額を算出し、あらかじめ町の承認を得て定めるものとする。

5 乙は、条例第11条の規定により使用料を減免することができる。

6 乙は、減免については特定の団体及びグループに対して、有利又は不利にならないよう取扱う。

7 乙は、加工施設の使用料が割引となる会員制度は行わない。

(指定管理料)

第13条 指定管理料(消費税及び地方消費税を含む)については、次のとおりとする。

初年度	令和9年度	0 円
2年目	令和10年度	0 円
3年目	令和11年度	0 円
合計		0 円

(指定管理料の変更)

第14条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合、甲又は乙は相手方に対して書面をもって指定管理料の変更を申し出ることができる。

2 変更の要否、変更金額、支払い等については、甲乙協議により決定する。

第4章 管理物件

(管理物件)

第15条 甲は、乙に次の管理物件を無償で貸与する。乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

物件	仕様等
加工施設	下私都農産物加工施設及び農産加工品貯蔵庫
管理物品	加工施設備付の「備品台帳」による

- 乙は、故意又は過失により備品等をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 乙は、甲との協議により、備品等を購入し、又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

第5章 乙の業務

(乙が行う業務の範囲)

第16条 本業務の範囲は、条例、八頭町改善センター条例施行規則(以下「規則」という。)及び業務仕様書に定めるとおりとする。

(管理業務の変更)

第17条 甲、及び乙は、必要と認める場合は、書面をもって相手方に本業務の範囲の変更を求めることができる。

- 甲、及び乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 業務範囲の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定する。

(管理業務の一部委任)

第18条 乙は、管理業務を一括して第三者に委託又は請け負わせる事はできない。ただし、次に掲げる内容については事前に甲の承諾を受けた場合は、第三者に委託することができる。

- (1) 加工施設及び付属設備の保守管理及び修繕
- (2) 清掃業務
- (3) 農産加工品貯蔵庫内クレーン保守点検業務(隔年)
- (4) 農産物加工室内蒸気ボイラー点検業務
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担する。

(物件管理にあたっての留意事項)

第19条 乙は、次のことに注意し管理物件を管理する。

- (1) 関係法令、条例、規則、及び本協定を遵守する。
- (2) 公の施設としての性格を十分認識し、施設の使用に関し公平性を確保する。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、満足度を高めていく。
- (4) 事業計画書等に基づき、適正かつ効率的運営を行い、経費の節減に努める。
- (5) 施設、付属設備、及び備品の維持管理を適切に行い、常に良好な状態に保つ。
- (6) 業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱う。
- (7) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持する。
- (8) 急を要する案件については、甲に至急報告する。

(就業及び職員配置)

第20条 乙は、管理物件を管理するための職員を就業させ、配置することができる。

- (1) 加工施設の管理総括責任者を1名配置するとともに、各種業務における責任体制を確立する。
- (2) 本業務を実施するため、業務形態にあった必要な資格、及び適正な人数の職員を配置する。
- (3) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
- (4) 加工施設に勤務する職員の勤務時間は、施設の運営に支障のないよう、あらかじめ定めておく。
- (5) 加工施設が公共施設であることを自覚し、利用者に接するときは言語、態度を端正にする。
- (6) 職員には常時身分証明書を形態させるとともに、名札をつけさせる。

(開業準備)

第21条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

1 業務引継ぎ

- (1) 指定開始日までに行う。
- (2) 費用は、すべて乙の負担とする。

2 研修等

- (1) 公共施設であることを自覚し、利用者に接するときは言語、態度を端正にする。
- (2) 身分証明書を携帯させ、名札をつけさせる。
- (3) 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができる。

3 資格者等

- (1) 本業務に関連する許認可および届け出等の手続きを速やかに行うこと。
- (2) 費用は、すべて乙の負担とする。

(事業計画書)

第22条 乙は、各年度の2月末までに、当年度の自主事業を含む事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、事業計画書を変更しようとするときは、速やかに甲の承認を得る。

(業務報告書)

第23条 乙は、半期毎に次に掲げる事項を甲に報告する。

- (1) 加工施設の利用者数及び使用料金収入の実績
- (2) 実施した事業の内容及び実績

(事業報告書)

第24条 乙は、八頭町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に、本業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料収入の実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 自主事業の実施状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

- 2 乙は、甲が第29条、第30条及び第39条第2項に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務関係書類の保管)

第25条 乙が作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より5年間保存する。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又は、それに関連する事項について、乙に対して説明を求めることができる。

(管理指定の辞退)

第26条 乙は、本業務の継続が困難と判断した場合は、甲に対して管理の辞退を申し出ることができる。

第6章 甲の業務

(甲が行う業務の範囲)

第27条 次の業務については、甲が実施する。

- (1) 目的外使用許可及び使用料の徴収。
(2) 不服申立てに対する決定。

(乙に対する監督・指示等)

第28条 甲は、乙に対して、次のことに関し、調査、指示、勧告をすることができ、又説明を求めることができる。

- (1) 本業務内容又は経理の状況、及び改善策
(2) 事業報告書の内容又はそれに関する事項について
(3) 乙の責に期すべき事由により適正な管理が困難となった場合
(4) 乙の財務状況が悪化するなど本業務の継続が困難と認められた場合
(5) 改善勧告を定められた期間内に改善することができなかったとき
(6) 乙が甲の指示に従わない場合

- 2 乙は、指定管理者の指定を取り消され、甲に乙の債務不履行による損害を生じさせた場合、賠償の責めを負う。

(怠慢又は、過失による指定取り消し)

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定の取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 報告の要求や調査に応じなかったり、偽りの報告をしたとき。
(2) 甲の指示に対して故意に従わなかったとき。
(3) 法令、及び本協定書に定める規定に違反したとき。
(4) 指定管理者指定申請の際に提出した書類に偽りが判明したとき。
(5) 法人等の経営状況の悪化等により本業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
(6) 適正な管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
(7) その他、甲が必要を認めるとき。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(辞退による指定の取り消し)

第30条 甲は、第27条に規定する乙からの申し出を検討した結果、本業務の継続等が困難と判断した場合は、乙に対して指定の取り消しを行う。

第7章 危機管理体制、及び損害賠償

(危機管理体制)

第31条 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連した事故や災害等を想定し次のとおり、必要な措置を講じるとともに、緊急事態等が発生した場合、直ちに甲を含む関係者に対して通報しなければならない。

- (1) 乙は、損害賠償保険等に加入しなければならない。
 - (2) 乙は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、職員の指導及び災害時の対応について随時訓練等を行う。また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずる。
 - (3) 甲は、施設を災害の発生、及び予防、訓練等特別の事情がある場合には、優先的に使用することができる。
- 2 事故が発生した場合、乙は甲と協力して事故の原因調査に当たる。

(損害賠償等)

第32条 本業務に関する損害賠償等の分担については、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		甲	乙
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	協議事項	
運営費の膨張	甲以外の要因による運営費の膨張		○
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
	一般的な税制変更		○
保険	火災保険の加入	○	
	利用者等にかかる保険の加入		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	施設整備の不備や火災等の事故による臨時休業等のリスク	協議事項	
施設・設備の損傷等	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(1件50万円未満のもの)		○
	備品、消耗品の盗難・紛失		○
	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	

- 1 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。
- 2 前項において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 前各項に定める以外の事由により発生した損害については、甲乙協議の上、損害賠償の分担を決定する。

(不可抗力による費用等)

第33条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用につき合理性の認められる範囲で、甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

(不可抗力による業務実施の免除)

第34条 前条第3項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 その他

(情報管理)

第35条 乙若しくは第18条により乙が委任した者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（法律第57号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第36条 乙は、加工施設の管理に係る情報の公開に関し、甲の指導の元、必要な措置を講じる。

(環境への配慮の推進)

第37条 乙は、電気等の効率的な利用等、環境への配慮を行う。

(備品の帰属)

第38条 乙は、加工施設の使用料により購入した物品は、甲の所有に属するものとする。

ただし、製造品の販売収入並びに自主事業で得た収入で購入した物品については、乙の所有に属するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第39条 甲又は、乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行う。

(指定期間終了時の取り扱い)

第40条 第11条の規定は、第29条、第30条及び第39条第2項の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

(協定の終了)

第41条 施設全体が老朽化の進展又は事故等により施設として使用できない状況に至り、事業継続困難と判断した場合、損失補償することなく協定を終了する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和9年4月1日

甲（地方公共団体）

所在地 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地

名称 八頭町

代表者 八頭町長 矢部 啓祐

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者